

(申請者名)

車両番号を記入、20台を超える場合は次の紙へ

軽自動車税(種別割)減免申請書継紙

番号	車両番号	取得年月日	新規・継続 の区分 (注意1)	取得時(新規の場合) 又は 前年4月1日(継続の場合) の走行距離 ※1km単位	4月1日の 走行距離 ※1km単位	取得時(又は前年4月1日)と 4月1日の走行距離の差の 理由	久留米市 記入欄
1		年 月 日	新規・継続	km	km		
2		年 月 日	新規・継続	km	km		
3		年 月 日	新規・継続	km	km		
4		年 月 日	新規・継続	km	km		
5		年 月 日	新規・継続	km	km		
6		年 月 日	新規・継続	km	km		
7		年 月 日	新規・継続	km	km		
8		年 月 日	新規・継続	km	km		
9		年 月 日	新規・継続	km	km		
10		年 月 日	新規・継続	km	km		
11		年 月 日	新規・継続	km	km		
12		年 月 日	新規・継続	km	km		
13		年 月 日	新規・継続	km	km		
14		年 月 日	新規・継続	km	km		
15		年 月 日	新規・継続	km	km		
16		年 月 日	新規・継続	km	km		
17		年 月 日	新規・継続	km	km		
18		年 月 日	新規・継続	km	km		
19		年 月 日	新規・継続	km	km		
20		年 月 日	新規・継続	km	km		

(注意)

- 1 本年度新規に減免申請する場合は「新規」を、昨年度に引き続き申請する場合は「継続」を丸で囲んでください。
- 2 4月1日現在において、自動車検査証(電子の場合は自動車検査証記録事項)又は軽自動車届出済証に記載された所有者及び使用者の氏名又は名称が減免を受けようとする中古自動車販売業者と同一である車両が減免の対象となります。
※ 自らが使用する車両、リース車両、試乗車及び代車は減免を受けることができません。
※ 原動機付自転車(125cc以下、ミニカー)、小型特殊自動車は減免を受けることができません。

※添付書類 走行距離の差が150kmを超える場合は「使用実績申出書」を添付してください。